

○議長 玉城 勇君 ただいまから令和2年第4回南風原町議会定例会を開会いたします。

開会（午前10時00分）

○議長 玉城 勇君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 玉城 勇君 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって8番 照屋仁士議員、9番 金城好春議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長 玉城 勇君 日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月18日までの11日間と決定しました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりであります。

日程第3. 議長諸般の報告

○議長 玉城 勇君 日程第3. 議長諸般の報告を行います。令和2年9月定例会後から本日までの諸般の報告をお手元に配付されているとおり、日時、事業名、開催場所を日付順に記入してございます。1ページをお開きください。1番目ですが、10月12日月曜日に沖縄県町村議会議長会定例会総会が開会され、今年は役員改選の時期に当たり、各地区より10名の理事が推薦され、沖縄県町村議会議長の新会長に読谷村の伊波 篤議長が当選されました。また、私、玉城 勇は、知念富信前議長の後任として、沖縄県市町村自治会館管理組合議会議員に推薦していただき、4番目にございます。10月28日の令和2年度第3回沖縄県市町村自治会館管理組合議会定例会において承認されました。また、5番目の久米島町議会、5名の議員が議会基本条例等政務活動費について行政視察がございました。南風原町

で受入れいたしました。

次に、本日までに受理した陳情第12号から第14号はお手元に配付したとおりであります。この3件につきましては、各常任委員会へ付託しましたので、ご報告いたします。それぞれの陳情の内容等については、議員各位でご一読くださるようお願いいたします。

次に、南部水道企業団議会の報告、東部消防組合議会の報告、那覇市・南風原町環境施設組合議会の報告、南部広域市町村圏事務組合議会の報告、南部広域行政組合議会の報告、沖縄県介護保険広域連合議会の報告、町監査委員から8月、9月、10月の例月現金出納検査の結果報告について、それぞれ提出されておりますので各自ご覧になっていただきたいと思います。以上をもって諸般の報告とします。

日程第4. 町長の町政一般報告

○議長 玉城 勇君 続きまして、日程第4. 町長の町政一般報告を行います。町長から町政一般報告の申出がありましたので、これを許します。副町長。

○副町長 国吉真章君 おはようございます。町長に代わりまして、私のほうから町政一般報告をさせていただきます。

1ページをお開きください。初めに、総務部総務課関係について申し上げます。10月12日の平和の日を記念し、戦争の悲惨さ、命の尊さ、平和の大切さを伝え発信するため、10月9日から19日までの間、役場町民ホールで「平和の日パネル展」を開催しました。10月14日に町への一般寄附金として、匿名によるご寄附がございました。本町の福祉向上や教育の充実のために活用してまいります。

次に、企画財政課関係について申し上げます。11月12日に南風原高等学校の総合学習として、まちづくり出前講座を3年生277名に対し実施しました。戸籍の話、「障がい」って何だろう、都市計画って何、「議会」って何しているところ、循環型社会について、広報誌ができるまでの6講座から1つの講座を選択する形式で行い、各課担当職員が講師を務めました。生徒からは「戸籍にはとても重要な役割があることを知り、将来絶対に必要になる話ばかりだったのでとても勉強になった。」「障がいを持っている方の話を聞くことができ、自分から積極的に行動したり助けてあげることが大事だと感じた。」などの感想がありました。

次に、税務課関係について申し上げます。固定資産税の土地における住宅用地特例制度の適用誤りについては、10月末時点で宅地1万1,130筆中、1万1,083筆

(99.6%)の調査を終えており、新たに判明した46筆(41件)、62名への還付金等を議案第79号 令和2年度一般会計補正予算(第6号)に計上しております。

次に、民生部子ども課関係について申し上げます。待機児童の解消に向けて、町子ども子育て支援事業計画に沿って定員19名の小規模保育園開園に向けた公募を10月12日から開始しました。応募のあった5者について待機児童解消検討委員会にて審査し、1事業者を選定しました。現在、4月1日開園に向け取組を進めております。保育事務の効率化を目的に、業務自動化に資するAI-OCRシステム及びRPAシステムを同時導入しました。保育料還付事務の実証実験で有効性を確認した上での両システムの同時導入は、保育業務において県内初となります。導入を機に11月17日に、委託業者である沖縄通信ネットワークシステム株式会社との共同記者会見を行い、行政事務のデジタル化と今後の働き方改革についてPRしました。

次に、保健福祉課関係について申し上げます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のための高齢者の買物支援事業については15名の方から利用申込みがあり、利用実績が9月12件、10月14件となっております。沖縄県緊急事態宣言の解除を受けて、高齢者を対象とした地域ミニデイサービスは、10月12日以降、感染予防対策の整った地域から順次再開しています。

次に、国保年金課関係について申し上げます。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方の国民健康保険税については、減免57件、徴収猶予1件の申請がありました。また、傷病手当金の申請は3件で、支給済みとなっております。

次に、経済建設部まちづくり振興課関係について申し上げます。工事関係は、今年度2件目の交通安全施設設置工事を11月10日に契約を締結しました。住宅リフォーム支援事業は、初回の受付に加え追加募集を行い、4件を追加受付し、今年度は10件の実施を予定しています。計画関係は、南風原町まちづくり技術支援委託業務を10月27日に契約しました。都市マスタープラン策定業務は、コロナ禍の影響により作業が遅れていますが、令和3年1月に策定審議会を開催し、2月中旬には議員の皆さんとの意見交換を予定しております。また、南風原南IC周辺照屋地区は、組合による土地区画整理事業を支援する事業化検討パートナーが11月30日に決定しました。

次に、都市整備課関係について申し上げます。道路事業関係は、町道73号線の工事と磁気探査委託業務が令和3年2月中旬完了予定で、町道68号線の照屋橋実施設計委託業務が12月中旬完了の予定です。街路事業

関係は、津嘉山中央線1工区の工事が11月5日に完了し、残り工事を12月下旬発注予定です。津嘉山中央線2工区の用地及び補償各1件を11月12日に契約し、令和3年3月末完了の予定です。公園整備事業は、黄金森公園の工事1件が12月中旬完了予定で、残り1件の工事が令和3年1月下旬完了の予定です。津嘉山公園は、工事1件を11月17日に完了し、残り1件の工事が令和3年2月下旬完了の予定です。

次に、区画下水道課関係について申し上げます。津嘉山北土地区画整理事業は、造成工事2件が9月7日と11月5日に完了し、9月24日に造成工事1件と道路築造工事1件、10月21日に造成工事2件、10月19日に物件調査業務2件の契約を締結しました。保留地処分は、一般競争入札で1画地の販売を9月中旬の入札に向けて取り組んできましたが、失格等により入札が取りやめとなったため、再度12月中旬の入札に向け取り組んでおります。浸水対策下水道事業の照屋地内は、11月19日に雨水幹線工事、11月18日に磁気探査業務が完了し、10月1日に雨水幹線工事、10月28日に物件調査の契約を締結しました。津嘉山地内は、10月13日に雨水管布設工事が完了しております。未普及解消下水道事業は、11月20日に津嘉山地内の污水管工事が完了し、10月29日に与那覇地内污水管布設工事、10月21日に公共下水道水質・水量調査の契約を締結しました。農業集落排水事業は、9月7日に農業集落排水施設再整備の事業採択に向け実施計画策定業務の契約を締結しました。

次に、産業振興課関係について申し上げます。例年行われております、南部地区畜産共進会及び山羊品評会、南部地区農業委員会会長会などの催しが新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催が中止となりました。新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用した、プレミアム付商品券事業の第一弾及び第二弾の商品券は全て完売いたしました。その他の事業の受付状況は、地域産業応援給付金事業が133件、失業者雇用推進事業が5名、雇用調整助成金等申請費用支援事業が9件、地域産業応援支援金事業が488件の受付を行い、順次、交付の手続を進めております。

次に、教育部教育総務課関係について申し上げます。12月4日から町黄金森総合公園の電源設備障害により施設が停電し、使用を制限する状態が発生しております。町民をはじめとする関係者の皆様には大変ご不便をおかけし心よりお詫び申し上げます。現在、原因究明及び対応を進めておりますが、全面復旧までには時間を要すると思われますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。町体育協会関係は、コロナウイ

ルス感染症拡大を避けるため、各種目の開催が中止になっております。年明けの新春マラソン大会においても、中止を決定しました。10月28日に株式会社名古屋グランパスエイトの小西工己代表取締役社長が来庁され、来春季キャンプの受入れについて申入れがあり、キャンプインは来年1月中旬を予定しております。11月25日に教育事務点検評価第1回審議会を開催し、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」についての諮問を行いました。令和2年2月までに答申される予定となっております。

次に、学校教育課関係について申し上げます。10月15日に一般社団法人「教育のための科学研究所所長」新井紀子氏を招き、「子供たちの読解力向上」を目的に、町内全教職員対象とした講演会を開催しました。「日本語で書かれた文章を分野問わずに読める力を育むことが大切」のアドバイスに、参加した教職員からは、「先生が教科書を読み込み、読解力を意識した授業改善をしていきたい」との感想が多くありました。11月6日に県庁において、令和2年度沖縄県教育関係職員表彰式が行われ、本町から南風原中学校の副田健太郎主幹教諭が優秀教職員として表彰されました。今後のさらなる活躍を期待します。10月21日から11月18日までの間、小学校新1年生を対象にした就学時健康診断を4小学校区ごとに、「ちむぐくる館」で実施いたしました。今年度は、545名の受診者がありました。町教育支援委員会を5月から10月までに5回開催しました。123人の児童生徒に係る就学先の審議を行い、10月8日に答申を受けました。答申内容を基に、保護者と就学相談を行い、合意形成を図った上で適切な教育措置を実施してまいります。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、12月13日「教育の日」に予定していた学校公開日での授業参観は中止いたします。毎年家庭学習に励んでいる児童生徒を激励する教育長表彰については、各学校を訪問し児童生徒147人の表彰を予定しております。

次に、生涯学習文化課関係について申し上げます。公民館学級講座を10月5日よりスタートし、琉球かれん（十三線和音楽器）講座を皮切りに14の講座を開催しました。また10月15日には「第3期はえばる大学」を開校いたしました。今年は受講者数を制限し、新型コロナウイルス感染症防止対策を講じての開催となりました。また出前講座として9月25日から津嘉山区において「結舞踊」、10月8日、喜屋武区にて「相続制度学習会」、11月12日から南風原第二団地自治会にて「三線」の講座を実施いたしました。10月23日に沖縄県公民館連絡協議会より、自治公民館活動への功績が認め

られ令和2年度沖縄県公民館優良職員として、荻堂勉前宮平区長、嘉手苺盛雄前兼城区長、沖縄県公民館功労者として田本 勉前喜屋武区長が表彰されました。今後とも地域でのご活躍を祈念いたします。南風原町電子図書館の運用を10月29日より開始しました。インターネット環境があれば、いつでもどこでも本を借りることができる電子図書館は、多くの皆様から歓迎の声が寄せられており、引き続き幅広く町民の皆様にご利用していただけるよう、図書館機能の利便性向上に努めて参ります。11月1日に本町社会教育委員の上原弘子氏が、全国社会教育委員連合より、「多年にわたる社会教育の推進に尽力された功績」が認められ表彰されました。

文化センターにおいては、10月31日に「二つの星 イッパチと山戸」と題して、与那覇出身の新垣正宏さんによる移民紙芝居上演会を開催いたしました。来場者からは「遠く離れたブラジルで南風原の方が努力活躍した歴史を知ることができた」など感動の声をいただきました。11月26日から11月29日までの4日間、「アイヌ伝統工芸作品展」を開催し、圧巻の作品の数々に来場者からは、すばらしいとの声が多数聞かれました。

以上を申し上げ、令和2年第4回南風原町議会定例会の町政一般報告といたします。別紙で9月定例会以降の公共工事等に関する行政報告書をおつけしておりますので、お目通しをお願いいたします。以上で終わります。

○議長 玉城 勇君 以上をもって、町長の町政一般報告を終わります。

○議長 玉城 勇君 これから議案の上程に入ります。

日程第5. 議案第78号 南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

○議長 玉城 勇君 日程第5. 議案第78号 南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第78号 南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例 南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方

公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例を改正する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 それでは議案第78号南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の概要を説明いたします。まず、2ページの改め文を読み上げます。改正箇所は3ページの新旧対照表をご覧ください。南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。第2条第5号中「地域未来投資促進法第24条」を「地域未来投資促進法第25条」に、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令」に改める。附則 この条例は、公布の日から施行する。内容につきましては、法律の条ずれ及び法律の条ずれに伴い、省令の名称を修正する改正であります。以上が議案第78号の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第78号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第78号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第78号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。

[「休憩願ひします」の声あり]

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午前10時27分)

再開 (午前10時28分)

○議長 玉城 勇君 再開します。

これから議案第78号 南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひします。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6. 議案第75号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長 玉城 勇君 日程第6. 議案第75号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第75号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の改正に伴い、南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため提案いたします。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第75号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、内容をご説明いたします。配付いたしました議案第75号の資料をご覧ください。まず改正の趣旨でございますが、今回の改正につきましては、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直し、これは給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除への10万円の振替等の改正です。その改正に伴い、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないようにするための改正、それから地方税法等の一部改正に伴い、新たに創設された低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について適用条項を新たに加える改正となります。

概要についてですが、まず1点目、軽減判定所得の見直しということで、これは条例の第19条関係でございますが、国民健康保険税の軽減判定所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える改正となります。この資料の裏のほうをお願ひします。大きく四角の実線で囲んであります参考というところで、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに

についてということで、働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引下げ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額を10万円引き上げますという形で、個人所得課税の見直しが行われます。この図を見ていただきますと、まず左側に給与収入の方がいます。その下にフリーランスや請負企業等による収入とか、あるいは公的年金等の収入がある方がいますが、この給与等から、例えば給与所得者は給与所得控除がまず控除されます。下の公的年金の場合、公的年金等が控除されます。真ん中のフリーランス等については、必要経費が差し引かれるという形で、その次に基礎控除というのがあります。今回の所得課税等の見直しについては、給与所得控除あるいは公的年金控除から10万円を一律引き下げて、その代わりに、基礎控除のところを10万円をプラスという形に改正が行われます。所得課税等においては、そういう形で、税額については同じような形になる結果になりますが、表のほうに戻りまして、国民健康保険の場合は、税額そのものの算出の所得を捉える部分には影響ないのですが、軽減判定をする場合の基礎控除が33万円のままですと、この10万円を差し引かれた形での計算になることから、これまで軽減を受けられていた方が、この10万円の影響によって軽減を受けられないというような影響が出ないように、それぞれ7割、5割、2割軽減において10万円ずつプラスすると、33万円に10万円ずつプラスする。基礎控除額が43万円になるという改正、さらに世帯の世帯員によって給与所得あるいは年金所得等ある方の人数について、10万円掛ける給与所得者等の数引く1という形で、7割、5割、2割軽減の判定において影響が出ないようにするための改正でございます。まず1点目がこの改正でございます。裏のほうをお願いします。2点目が、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例、これは条例附則第4項関係でございますが、低未利用土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設による適用条項を新たに加える改正となります。課税の特例の内容ということで、低未利用土地の利活用の促進及び将来的な増加の抑制を図るため、長期譲渡所得の譲渡益から100万円を控除することができるというのが課税の特例の内容となっております。この特例を国民健康保険税の課税においても反映するための今回の改正でございます。次、3点目が短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例附則第5項関係、こちらに関しましては、今説明しました長期譲渡所得の部分ですが、その附則第4項の改正

に係る文言に整理を行うための改正となります。以上が議案第75号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。よろしいですか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第75号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第7. 議案第76号 南風原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

○議長 玉城 勇君 日程第7. 議案第76号 南風原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第76号 南風原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 南風原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律の改正に伴い、南風原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するため提案いたします。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第76号 南風原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。配付いたしました議案第76号の資料をご覧ください。まず今回の改正については、保険料に係る延滞金の割合の特例について、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律の改正に伴い、特例基準割合を延滞金特例基準割合などの名称の変更、それから延滞金を計算するときに乗じる割合が、年0.1%未満の割合である場合の規定を加える改正となります。概要についてでございます。まず1点目、名称の変更についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律における用語の改正で「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合」を「租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割

合」に名称を変更する改正となります。2点目でございますが、こちらは、延滞金を計算するときに乗じる割合が、年0.1%未満の割合である場合についての規定を加える改正です。所得税法等の一部を改正する法律による改正後の租税特別措置法第93条第2項の規定により、財務大臣が告示する平均貸付割合がマイナスになった場合に、延滞金を計算するときに乗じる割合、これは保険料に乗じる割合が年0.1%未満となる可能性があることから、年0.1%未満の割合である場合は、年0.1%とする規定を加える改正となります。以上が南風原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第76号 南風原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第8. 議案第77号 南風原町の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

○議長 玉城 勇君 日程第8. 議案第77号 南風原町の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第77号 南風原町の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 南風原町の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律の改正に伴い、南風原町の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要があるため提案いたします。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第77号 南風原町の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について概要をご説明いたします。こちらのほうも配付いたしました資料を

ご覧ください。こちらの改正については、先ほどの議案第76号の後期高齢者医療の条例改正の内容と、改正内容については同じでございます。こちらの改正の趣旨でございますが、町税外収入金に係る延滞金の割合の特例について、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律の改正に伴い、特例基準割合を延滞金特例基準割合などへの名称変更、延滞金を計算するときに乗じる割合が年0.1%未満の割合である場合の規定を加える改正となります。名称の変更について、こちらも地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律における用語の改正で「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合」を「租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合」に名称を変更する改正となります。2点目においては、延滞金を計算するときに乗じる割合が年0.1%未満の割合である場合についての規定で、所得税法等の一部を改正する法律による改正後の租税特別措置法第93条第2項の規定により、財務大臣が告示する平均貸付割合がマイナスになった場合に、延滞金を計算するときに乗じる割合、こちらは町税外収入金に乗じる割合が年0.1%未満となる可能性があることから、年0.1%未満の割合である場合は、年0.1%とする規定を加える改正となります。以上が議案第77号 南風原町の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第77号 南風原町の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第9. 議案第82号 南風原町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例

○議長 玉城 勇君 日程第9. 議案第82号 南風原町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第82号 南風原町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例 南風原町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条

例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律の改正に伴い、南風原町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する必要があるため提案いたします。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 それでは議案第82号南風原町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例の概要を説明いたします。議案第82号資料をご覧ください。この議案は、先ほどの議案第76号及び議案第77号と同様に、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律の改正に伴うもので、内容といたしましても、特例基準割合を延滞金特例基準割合に改めるなどの変更とともに、延滞金の最低限の割合を定める規定を加えております。以上が議案第82号の内容でございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第82号 南風原町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例は、経済教育常任委員会に付託いたします。

休憩します。

休憩 (午前10時49分)

再開 (午前11時00分)

○議長 玉城 勇君 再開します。

日程第10. 議案第79号 令和2年度南風原町一般会計補正予算(第6号)

○議長 玉城 勇君 日程第10. 議案第79号 令和2年度南風原町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第79号 令和2年度南風原町一般会計補正予算(第6号) 令和2年度南風原町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,919万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ198億9,867万6,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。(債務負担行為の補正)第2条 債務負担行為の追加は「第2表債務負担行為補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第79号の資料をお願いいたします。議案第79号 令和2年度南風原町一般会計補正予算(第6号)について概要を説明いたします。2ページの第1表歳入歳出予算補正について。今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策関連及び状況の変化等により補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ1億6,919万7,000円を追加し、補正後の一般会計予算額は198億9,867万6,000円となります。内容については、8ページ以降の事項別明細で説明いたします。

5ページをお願いします。第2表債務負担行為補正について説明します。ふるさと納税推進事業は、プロポーザル方式により、次年度の業者選定を行うため、限度額3億4,600万円、期間は令和2年度から令和4年度までです。第5次総合計画、後期基本計画及び第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委託料は、次期計画策定の業者選定を行うため、限度額は1,466万6,000円、期間は令和2年から令和3年までです。補正後の債務負担行為限度額の合計は3億6,431万8,000円です。

歳入について説明いたします。8ページをお願いいたします。14款1項1目. 民生費国庫負担金7,054万2,000円の増は、利用者数及び利用者日数の増等による介護・訓練等給付費負担金(障がい児及び障がい児分)で、補助率2分の1です。9ページをお願いいたします。14款2項1目. 民生費国庫補助金177万7,000円の増は、主にたけのこ学童クラブ移転先修繕に対する子ども・子育て支援交付金、補助率3分の1、若年妊産婦を支援する新たな居場所を確保するための子供の貧困緊急対策事業補助金、補助率10分の10などによるものです。2目. 衛生費国庫補助金140万4,000円の増は、高齢者通所サービス新規利用者のPCR検査費用に対する疾病予防対策事業費等補助金、補助率2分の1及び新型コロナウイルスワクチン接種実施に向けたシステム改修に対する、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金、補助率10分の10です。6目. 総務費国庫補助金87万円の増は、マイナンバーカードの交付を促進するための個人番号カード交付事務費補助金、補助率10分の10です。10ページをお願いいたします。14款3項1目. 民生費国庫委託金44万9,000円の増は、税制改正による国民年金システム改修に対する基

礎年金等事務費交付金及び年金生活者支援給付金事務取扱交付金です。

11ページをお願いいたします。15款1項1目。民生費県負担金3,527万1,000円の増は、歳入8ページで説明した介護・訓練等給付費県負担金で、補助率4分の1です。12ページ、15款2項2目。民生費県補助金473万6,000円の増は、新たに新型コロナウイルスの影響による臨時休校に伴い、開所時間が増加した放課後等デイサービス通所給付費に対する特別支援学校等の臨時休校に伴う、放課後等デイサービス事業補助金で、補助率10分の10の財源補正、歳入9ページで説明した学童クラブに対する子ども・子育て支援交付金県補助分3分の1などによるものです。5目。土木費県補助金21万9,000円の減は、多面的機能支払交付金事業の交付決定によるものです。

13ページをお願いいたします。17款1項1目。一般寄附金155万円の増は、個人及び企業2社からの寄附金で、同額を歳出17ページ、財政調整基金積立金に計上しています。10目。教育費寄附金10万円の増は、南風原町育英会に対する個人、1社からの寄附金で、同額を歳出29ページ、南風原町育英会補助金に計上しています。14ページ、18款1項1目。財政調整基金繰入金4,789万4,000円の増は、今回の補正予算の調整により歳入不足額を補うため、財政調整基金より繰入れを行うもので、繰入れ後の基金残高は7億5,608万円となります。

15ページをお願いいたします。20款5項7目。雑入482万3,000円の増は、令和元年度の後期高齢者医療広域連合負担金精算金と、新たな保健・介護予防事業及びコロナ禍においても通いの場が実施できるよう環境を整備するための、介護保険広域連合の保険者機能強化推進交付金の計上です。

続いて、歳出について説明いたします。人事異動等に伴い、各款項で組み替えたことによる職員人件費及び各特別会計等で生じた過不足による繰出金等については説明を省略します。また、第2号及び第3号補正により実施しておりました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の執行残を活用し、新たな事業等を計上しています。同事業の増減については、別紙資料2にまとめていますので、各款項での説明を省略いたします。16ページをお願いいたします。1款1項1目。議会費352万8,000円の減は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県外での所管事務調査や研修等を中止したことによるものです。

17ページをお願いいたします。2款1項8目。企画費14万3,000円の増は、5ページ、第2表債務負担行為

補正で説明したふるさと納税推進事業の公募型プロポーザル選定委員会委員謝礼金の計上です。12目。地域づくり推進事業50万円の減は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ふるさと博覧会開催を翌年度に延期したことによるものです。18ページをお願いいたします。2款2項2目。賦課徴収費1,441万8,000円の増は、住宅用地特例適用誤りによる固定資産税過誤納還付金、返還金、利子相当額及び督促手数料の計上です。別紙資料3を添付しております。19ページをお願いいたします。2款3項1目。戸籍住民基本台帳費40万9,000円の増は、歳入9ページで説明したマイナンバーカード交付促進を図るための夜間窓口開設による人件費等の計上です。

20ページ、3款1項1目。社会福祉総務費132万円の増は、戦没者援護台帳システム新規サーバーの導入に伴う計上です。2目。老人福祉費829万2,000円の減は、歳入15ページで説明した保険者機能強化推進交付金による備品購入費等の増はあるものの、地方創生臨時交付金活用事業の減によるものです。3目。心身障害者福祉費1億3,987万7,000円の増は、主に歳入8ページ、11ページで説明した障害児通所給付費及び障害者自立支援給付費の増等によるものです。21ページをお願いいたします。3款1項5目。国民年金事務費44万9,000円の増は、歳入10ページで説明したとおりです。22ページ、3款2項1目。児童福祉総務費277万9,000円の増は、公園遊具の修繕に伴う自治会等子どもの遊び場及び遊具等設置補助金及び母子父子家庭医療費助成金等の増によるものです。2目。保育所運営事業191万1,000円の増は、主に保育士正規雇用化促進事業補助金等の増によるものです。3目。児童厚生施設費417万5,000円の増は、歳入9ページ、12ページで説明した学童クラブ環境改善事業補助金の計上です。

23ページをお願いいたします。4款1項1目。保健衛生総務費92万1,000円の増は、ちむぐくる館の光熱費の増によるものです。2目。予防費1,080万2,000円の増は、主に歳入9ページで説明した健康管理システム改修委託料及び高齢者インフルエンザ等の接種件数見込みによる予防接種医師委託料の増等によるものです。24ページ、4款2項1目。塵芥、し尿処理費513万6,000円の増は、主に草木処理料の増加に伴う草木処理委託料等の増によるものです。

26ページ、6款1項1目。農業委員会費144万9,000円の減は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、先進地視察研修を中止したことによるものです。5目。農地費28万7,000円の減は、歳入12ページで説明した交付金交付決定に伴う事業費の減です。

30ページをお願いします。10款2項1目。学校管理費541万9,000円の増は、主に児童数の増加に伴う管理備品購入費及び翔南小学校教室改修工事費と各小学校の消防設備修繕料等の増によるものです。31ページ、10款3項1目。学校管理費1,171万9,000円の増は、主に各中学校の消防設備修繕料及び生徒数の増加に伴う管理備品購入費等の増によるものです。32ページ、10款4項1目。幼稚園費585万7,000円の増は、主に幼稚園教諭の育休延長による代替職員報酬等の増によるものです。34ページをお願いいたします。10款6項1目。保健体育総務費41万3,000円の増は、黄金森陸上競技場の消防設備修繕料の計上です。2目。共同調理場運営費160万3,000円の増は、設備等修繕料へ流用した分の補填及び給食費の滞納整理業務を集中的に取り組むための会計年度任用職員報酬等の増によるものです。

続きまして議案第79号、資料2をお願いいたします。こちらのほうは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金追加変更事業一覧となっております、左のほうから区分、ナンバー、予算書ページ、款、項、目、事業名称、事業内容、事業費、補正前、補正額、補正後となっています。まず、既存事業として1番、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る高齢者の買物支援事業として1,558万7,000円の減。2番、失業者雇用促進事業1,056万5,000円の減。3番、地域産業応援事業789万1,000円の減。4番、雇用調整助成金等申請費用支援事業350万円の減。5番、学校施設環境整備事業空調機設置838万7,000円の増。6番、準要保護支援事業1,938万8,000円の減。7番、公立学校情報機器整備事業398万1,000円の減。8番、図書館パワーアップ事業626万8,000円の増。続いて、9番以降は新規事業となります。9番、固定資産税減免特例措置等申告受付事業44万7,000円の増。10番、高齢者・障がい者、生活支援事業393万2,000円の増。11番、新型コロナウイルス感染症対策ICT保育支援システム導入事業51万1,000円の増。12番、疾病予防対策事業費等補助金30万円の増。13番、指定管理者制度導入施設安定化支援事業253万8,000円の増。14番、飲食店助成事業1,001万円の増。15番、学校施設環境整備事業（放送設備設置）237万7,000円の増。16番、地域交流センター環境整備事業155万3,000円の増。17番、遠隔平和学習等環境構築事業21万7,000円の増。18番、学校臨時休校対策事業14万6,000円の増。合わせて、補正額で2,422万6,000円の減となります。事業の内容については、後でお目通しをお願いいたします。

続きまして議案第79号、資料3をお願いいたします。こちらのほうは固定資産税土地の住宅用地特定適用誤

りに係る還付金等の資料となっております、まず真ん中の大きな資料は1番、還付年数区分別還付額一覧表となっております、予算、還付年数、納税義務者数、筆数、件数、本税還付額、還付加算金、還付総額の資料と表となっております。2番として、補正予算計上額ということで、予算、還付総額、うち現年度分、こちらのほうは歳入で返す分でありまして、今回、補正計上額が一番右端となっております。3番、進捗状況として、調査の進捗状況は令和2年10月末現在で、宅地1万1,130筆中、1万1,083筆の調査を終えており、進捗率は99.6%となっております。以上が議案第79号令和2年度南風原町一般会計補正予算（第6号）の概要です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは順を追って質疑をしたいと思えます。まず質疑の前に、議運でお願いしていたコロナ関係の一覧表、説明までいただきましてありがとうございます。非常に分かりやすくまとめていただいていると思えます。

それではまず予算書の5ページ、債務負担行為ですが、けれども、ふるさと納税推進事業についてです。これは去年までもいろいろ、プロポーザルの在り方とか、様々な質疑、提言、提案等が出ておりました。今年度、この債務負担行為では、期間が2年間となっておりますけれども、どういったものが令和2年度の契約と変わっているのか、どういった点に配慮されているのか、その辺を少しご説明いただきたいと思えます。次に、総合計画とまち・ひと・しごとですけれども、これについても、それぞれの金額がどうなるのか。また期間ですが、年度から年度までというアバウトな状況なものですから、議会とか私たちがいつ見られるのかとか、その辺も含めて期間的なものも教えていただければと思えます。

次に9ページであります。子供の貧困対策事業ということで、新たに若年妊産婦の支援ということが出てきますけれども、居場所づくりという表現になってきますがどういった事業なのか、教えていただきたいと思えます。

次に19ページです。ここでは、マイナンバーの申請のための夜間窓口とありますけれども、具体的にはどういった計画なのかを教えていただきたいと思えます。

次に22ページです。1目の18節で自治会等子どもの遊び場及び遊具等設置補助金とありますけれども、どういった事業でどこが対象になるのか。その辺を教えていただきたいと思えます。

次に31ページであります。学校管理費の中で、ここでは南風原中学校の空調設備、南星中学校の放送設備という、1,000万円という大きな金額がありますので、財源とか内容とか、その辺の状況と、あと前の30ページにも南風原小学校のガス機器とか、翔南小学校の空調、教室整備がありますけれども、この補正で学校の整備事業が入っていく状況とか、有利な財源があったとか、この更新が非常に遅れているとか、そういった要因みたいなところを、少し教えていただきたいと思ひます。

次に、コロナ関連の事業計画一覧、資料2のほうからお願いしたいと思ひます。左の通しナンバーで、11番のコロナ対策のICT保育支援システムです。どういった事業なのか。私もアプリを使った保育園での非接触型のシステムとか、いろいろなところ、分かるところもあるのですが、どういったものを予定しているのか。50万円という少額ですけれども、これで認可保育園全部に対応できるのかが心配なものですから、この辺を教えていただきたいと思ひます。

次に、13番環境の杜ふれあいの指定管理者に対する支援金ですけれども、南風原町で250万円ということで、当然那覇市からの負担金もあると思ひます。金額的に那覇市のことも想定すると、非常に大きな金額になるかと思ひますけれども、実績見込みとか、この金額がどういった積算で積み上げられているのかというところを、少し教えていただきたいと思ひます。

次に、14番の飲食店助成事業です。これについては、説明書きでは町内の飲食店とありますけれども、例えば町内という定義が、店舗の所在が町内ということなのか。それとも経営者が町内ということなのか。この定義を教えていただきたいと思ひます。

あと、全体を通してですけれども、非常に今回の補正で実績を早めに判断して、補正減するところは減をして、新たに新規を積み上げた。非常に大変な作業だったろうなど、全体として評価をするところではありますけれども、例えば、町民の皆さんからよく聞かれる、また世間的にも言われているのは、PCR検査についての助成とか、徹底した感染防止対策という観点では、確かに、新たに、12番ですか、通所をする65歳以上の方に対してというのは、新たに加えられているのですが、その町民の皆さん全体を対象にするとか、ある程度徹底した検査によって、囲い込み、そして感染予防、そういった措置が検討できないのか、もしくは今検討中のものがあるのかという視点があります。その辺について、全体の中でこの後、国の補正予算等また出てきて、これは年度にかかわらず年度を超

えた長期予算が組まれるということもありますけれども、その辺の事業の組立て、そういった状況についても少し教えていただきたいと思ひます。以上、多岐にわたりますがよろしくお願ひします。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員、質疑は総括的にやっていただいて、細かいものについての確認は、委員会のほうでやっていただきたいと思ひます。お願ひします。では、回答をそれぞれお願ひいたします。企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 それでは照屋仁士議員の質疑にお答えいたします。予算書5ページの債務負担行為補正のふるさと納税推進事業についてです。令和2年度と今回、プロポーザルについて何か変更点はあるかということでしたが、今現在、業者選定委員会を立ち上げていませんので、今のところ変更等は考えておりません。その中で、令和3年度からの業者選定については、どういった選定項目を追記するか等について検討したいと思ひます。ただ今回、令和2年度ということにつきましては、1年単位で受託業者が変わることで、返礼品の提供事業者や受託業者との契約締結、返礼品等の手順や管理システム等の変更が出て、提供事業者の負担が大きくなることが考えられるため、複数年の契約が望ましいということで2年としています。また、数年契約することで、これまでの南風原町への寄附者や返礼品の傾向について分析を行うことができ、寄附者のニーズを把握し、よい返礼品を開発することが可能になるかと考えて、今回、2年の複数年契約と考えております。次に、第五次総合計画の債務負担行為の件ですが……、すみません、期間的な件でした。すみません、今回補正予算に計上して、早めに契約立ち上げをして、年度内に策定するためのスケジュールを組んでおります。以上です。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 では、こども課関連のご質疑の3点についてお答えいたします。まず1点目が予算書9ページ、子供の貧困緊急対策事業補助金についての内容についてでございますが、こちらは概要のほうでもありましたとおり、新たに若年妊産婦を支援するために、新たな居場所を設置するものでございます。内閣府との協議において、子どもの居場所と若年妊産婦を一体的に運営しておりましたが、どうしても若年妊産婦の個別対応が必要であるとか、夏休みなどにおいて、子供たちがいる状況の中で、若年妊産婦の対応に限界があるということなどを踏まえて、新たな場所を追加して、そういった先方の日程調整にも柔軟に対応できるようにということも踏まえて、新たな場

所を追加するといった内容でございます。現在の居場所からも近い、照屋地内において、新しい場所を設置いたします。2点目の22ページ、遊び場補助についてでございますが、こちらの予算においては、津嘉山地内にある公園の遊具、ブランコの修繕となっております。内容については、本町の遊び場及び遊具設置等の補助金交付規定がございまして、その内容に沿った形で2分の1分を補助するという内容となっております。続いて3点目、コロナウイルス感染症対策として、11番目の項目、新型コロナウイルス感染症対策ICT保育支援システム導入事業でございますが、宮平保育所において実施するものでございます。内容については、これまで宮平保育所がいろいろエクセルなどを使って、あるいは手書きで管理していた日々の出欠、あるいは月ごとの登園状況、あと延長保育料の計算、または緊急連絡網のメールでの一斉配信、さらに具体的には指導案や園児台帳などを一括して管理できるシステムとなっております。こちらのほうは宮平保育所に配置するものでございまして、町内の認可保育園にはまた別の厚生労働省の補助がございまして、そちらのほうでも先行して、既に配置しているところもございまして、以上が3点の内容となっております。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん 住民環境課に関するのは2点ほどご質疑があったと思います。まず1点目の件です。予算書の19ページになります。時間外勤務の件ですけれども、こちらのほうはマイナンバーカードの交付者が増えたことと、あと平日時間内に来庁することが厳しい住民の利便性を考慮して、時間外窓口を設定いたします。これは11月、12月は月1回ということで第4木曜日、5時半から7時半までやります。年明けて1月からは月2回ということで、第2、第4の木曜日になります。一日8組から9組ほどを予定しております。次に2点目です。コロナ感染症対策地方創生交付金の13番の指定管理者制度導入施設安定化支援事業についてです。こちらは、環境の杜ふれあい管理運営費の増額ということになります。これは、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、8月までの実績が前年度の半分のため、令和2年度は当初事業の半数を見込んで収入減やマスクなど、感染予防対策にかかった費用など1,692万2,000円を指定管理者の割合、指定管理者制度導入施設の運営安定を図るための財政支援です。支援金の町の割合は、関連施設の管理運営負担金の割合ということで、那覇市が85%、南風原町は15%となっております。那覇市のほうが1,438万4,000円、南風原町が253万8,000円となっております。以上です。

○議長 玉城 勇君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城克彦君 それでは新型コロナウイルス交付金の表の番号14番、飲食店助成事業の対象についてお話しします。読み上げます。町としては、町内に飲食店等を有し、今後も事業継続を行う者ということでありますので、議員のおっしゃるとおり、店舗が南風原町内にあるという方が対象になります。以上です。

○議長 玉城 勇君 教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん 答えします。30ページの14節の小学校費の翔南小学校の空調機設置工事と、31ページの中学校費、工事請負費の南星中学校放送設備設置工事、南風原中学校空調機設置工事ですが、空調のほうは修繕と増設を考えていて、南星中学校の放送設備を整備するということになります。今回、財源性でも有利と考えて、地方創生臨時交付金を活用しております。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 照屋仁士議員の質疑にお答えします。議案第79号資料2の12番にありますように、今回、新規で通所系サービスを利用する65歳以上の方につきましては、PCR検査の費用助成は行いますが、広く一般の町民の方を対象にした助成については、現段階では検討しておりません。また、今後の新型コロナウイルスに対する取組になりますが、国からは適宜できるところから事業を開始しなさいとありまして、今回の補正予算にも計上しております新型コロナウイルスワクチン接種に係るシステムの改修を今回計上していきまして、順次、できるところから事業を進めていくという流れになります。以上です。

○議長 玉城 勇君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 すみません、先ほどの債務負担行為について訂正をしたいと思います。ふるさと納税推進業務の委託内容等については、変更を考えておりません。第五次総合計画等の策定については、早めの契約、令和2年度に契約を行い、令和3年度中に計画の策定に向けて取り組むという内容となっております。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは、議長からもありましたので、委員会で答えるところは委員会で答えると答弁していただきたいのですが、それを踏まえて、まず5ページのふるさと納税については2年計画になったというところが変更点であると。あと、総合計画とまち・ひと・しごとの総合戦略ですけれども、年度内というのは分かりましたけれども、それぞれの金額は決

まっていないのでしょうか。その答弁がなかったように思いますので、その辺をお願いしたいと思います。次に9ページの若年妊産婦の支援については、これまで一体的にやっていたのを、ある程度若年妊産婦に配慮をして分けると。それによってまた新たな追加分の補助金が発生する。そういう理解でいいですか。それについても、例えば受託先とかそういったものについての変更があるのかとか、そういったことについても少し補足をお願いしたいと思います。19ページの時間外窓口については分かりました。曜日と時間を決めて実施するということだったと思います。22ページの子どもの遊び場についても、要綱に沿った補助ということで確認しました。31ページの学校関係の設備ですけれども、これまでの整備よりも有利な財源があるうちにやると。また、学校の環境をよくするために早めの整備をすると、そういう理解をしましたが、それでいいのかどうかだけ確認をお願いします。次に、コロナ関連の資料2ですけれども、まず13番の先ほどの環境の杜ふれあいのものですけれども、金額は分かりましたが、この1,692万円という補填すべき数字が、どのような実績に基づいてなっているのか。あそこも貸会議室であったり、入浴施設だったり、いろいろな施設とか使用料とかそういったものが重なってのことだとは思いますが、その辺の資料が委員会ですで出せるのかどうか、その辺を少し教えていただきたいと思えます。あと、全体を通してのPCR検査関係のものですけれども、現在の段階では検討していないということですが、これについては変更できないものなのか。そういった補助項目はないのか。本来であれば何か工夫をして、やはり感染を防ぐという視点を持てば、検討すべきではないかと私は思うわけですが、やはり不安な日々を抱えている町民の皆さん、そしてまた町内でも、これだけ150名以上の感染が広がっているという状況を考えれば、全て検討だけでも進めて、できる事業があれば事業化していくという姿勢が必要なのではないかと思えますが、その辺について少し教えていただきたいと思えます。

○議長 玉城 勇君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 お答えいたします。第五次総合計画と第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委託料の金額的な部分については、今回2件の計画を同時並行してやっていきますので、この計画を分けてやるという見積りではないです。一緒になった見積りとなっていますのでよろしくをお願いします。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。質疑

のありました受託先の変更はあるかということについてですが、今現在、若年妊産婦を支援しております一般社団法人元気ROOMカナカナに引き続き、新たな追加の施設においても対応していただくことになっております。

○議長 玉城 勇君 教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん お答えします。今回の学校の整備工事に関しては、主な内容は修繕になっております。今回、有利な補助金等がございますので、行うということになります。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 コロナ感染症対策についてでございますが、ご質疑のPCR検査等を含めて、感染症対策についてはどういうものができるかということで、我々はいろいろ、常に検討はしております。ただ、PCR検査のみについていきますと、一律にすぐ町民全体を対象にやるという部分に関しては、専門家の方々からのいろいろな意見もありますし、南風原町民だけやったとしても、感染症ですから、これをもっと全体的に考えないといけないところがございませぬ。そして、県内の特徴的な部分としては、飲酒を伴う会食、そういった部分からの感染、そしてその後、そこから職場内感染とか家庭内感染、そういうふうにつながっていったら、クラスターの発生にもつながっているという状況ですので、引き続き感染症対策としましては、まずは感染防止という観点で、こういった飲食を伴う会食については4人以下とか、時間も2時間以内とか、いろいろ、マスクは今まで以上に当然ですが、手洗いとかそういった対策を徹底的にやったださいという部分を引き続き周知しながら、PCR検査等については、今後、県あたりとかからも、まずは医療従事者の方々とか、あるいはリスクが高い高齢者、今回我々は新たに通所事業所に通う方について検査をして、大丈夫という方は通っていただくという方法を取りますけれども、段階的に必要な方々から、検査をする必要があるということであれば、そこはもう臨機応変に対応していくという考えでございませぬ。

○議長 玉城 勇君 よろしいですか。住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん 請求のあります資料については、委員会の際にお渡しいたします。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 最後に新型コロナウイルス関連ですけれども、民生部長からあったように、答弁からは検討していると私は理解しますので、一気に全町民ということは、もちろん私も想定していませんので、どういうくくり、どういう範囲とか、那覇市ではエリ

アを区切って、職業従事者にPCR検査をやったりとかいろいろ対策はありますので、引き続き検討していただくという理解で終わりたいと思います。以上です。

○議長 玉城 勇君 ほかにございますか。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 今のPCR検査の65歳以上というところでお聞きしたいのですが、検査を希望する者に対して行うと説明が書いてある。先ほど部長は、ちむぐくる館とかああいうところに入ってくる方を検査すると言っていたのですが、検査を希望する方というのに、65歳以上の町民全てが希望すればやるのかというのが気になるのですが、先ほども照屋仁士議員からもあったように、要するに一つの店で何か出た。濃厚接触ではないけれども、それなりにその近くにいた人とか、例えばそういうのを限定してPCR検査をやるとか。要するに面で抑えていくという。無症状でも感染していく、そういう状況もあるものですから、どこそこで陽性反応が出た方がいる。私もあの時間にあの近くにいた。濃厚ではないけれども、そういったものを例えば優先するとか。この文章から見ると、65歳以上の町民は誰でも検査をするのか。PCR検査をやった陰性だったからといって、翌日から安心なわけでもないし、オーケーが出ててもまたすぐ感染するかもしれないというのがあるわけですから、少なくとも危険が、感染の高いところからやるべきではないかと思うのですが、その辺は、希望者は全部やると捉えてよろしいですか。これが気になる。それともう一つは、この表から見て、事業費の欄の補正前、補正額、補正後となっていて、マイナスになっているのが2,400万円余り。これは減にした分が残っているということですよ。減にした分があって、増があって、これだけ残っていると私は見ているのですが、2,422万6,000円は、よそに移していない。これだけまだ減した分がありますということだと思うのですが、そうではなかったらあれですけども、それを前提として質疑をしたいのですが、コロナ関係の国から来た分というのは、年度内で消化しないとイケないのか。次年度までできるのか。この2,400万円余り減になっているというのは、どういう利用の仕方をされるのか。その点をお伺いしたいと思います。それからもう一つは、30ページの保険者機能強化推進交付金による備品購入ですが、これは保険者機能強化ということだから、ちむぐくる館にある運動する器具を購入するのかと私は見たのですが、そうなのでしょうか。そうであるならばどういものを行うのかをお聞きしたいと思います。それから30ページの教育委員会の翔南小学校の教室の改修、児童数の

増加に伴うということは、教室を新たに一つつくるのですか。それとも面積を増やすということなのか。例えば、管理備品の購入というのは児童数が増えれば分かるのですが、この教室の改修工事というのはどういうあれですか。それからもう一つは、共同調理場の滞納整理業務を集中的に取り組むということですけども、これは、滞納整理のたびに、滞納したところに出かけていく職員のあれですか。新たにそういうことをやるということで、報酬等を増にするということなのか。これまで出かけて行ったことが、以前はあったけど近頃は無いと私は思っていたのですが、それをまた開始するというのでしょうか。その点をお願いします。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午前11時52分)

再開 (午前11時53分)

○議長 玉城 勇君 再開します。民生部長。

○民生部長 知念 功君 私のほうから、まず1点目のご質疑に答弁いたします。ちむぐくる館へ通う65歳以上の方とは申し上げておりません。ここで言う通所系サービスという分は、デイサービスでございまして、そこに今通っている方ではなくて、申込みをして新たに通う方で希望する方はPCR検査を受けて、その分に関して助成しますという事業でございまして。そしてご質疑の中で、例えば陽性者が出ました。その近辺とかという部分で、まず陽性者が誰という情報は、町には来ません。その陽性者がいて、その方の濃厚接触者等の情報もどこの誰々という形では、まず町には来ません。ここはしっかり保健所が対応することになっておりまして、濃厚接触者を保健所が特定して、その方々にPCR検査等、あるいは自宅待機とかそういった部分で保健所が対応していきます。議員がおっしゃいましたとおり、PCR検査を今日やって陰性だったから、もう明日から大丈夫ということではなくて、そのときだけの状況でございまして、そういったところから検査をどんどんやっていけばいいというものでもないという部分がありまして、そこはやはり、この検査の体制という部分では、いろいろな部分、角度から検討してやっていくものだと考えております。以上です。

○議長 玉城 勇君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 臨時交付金の件についてお答えいたします。今回の補正予算の資料になりますと、今、マイナス額が出ているということですが、この交付金事業では、全体で、総事業費が5億4,645万4,000円のうち、交付金の活用を5億3,212万1,000

円、全て交付額を全額活用しております。以上です。

○議長 玉城 勇君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子さん 15ページの保険者機能強化推進交付金についてお答えします。この保険者機能強化推進交付金は、介護保険の保険者のインセンティブ交付金と言われているもので、広域連合から各市町村が行う自立支援や重度化防止の取組に対して、それぞれ評価指標の達成状況に応じて交付金を交付するというもので、介護保険広域連合から南風原町には312万5,000円が交付されます。その財源を活用して、今回の補正予算にも上げているのですが、3つの事業を実施する予定で、1つ目は保険介護予防推進事業ということで、本町では肥満を背景とした生活習慣病の重症化が課題でありますので、その課題を解決するための保健指導ソフトであったり、あと訪問用の公用車の購入とか、そういうのを予定しています。2点目はコロナ禍における通いの環境整備強化事業ということで、コロナ禍においても、可能な限り通いの場が実施できるように、リモート対応の物品を購入する予定です。プロジェクターとかDVDプレーヤーとかポケットWi-Fiとか、そういうのを購入する予定となっております。3点目はフレイル予防栄養事業ということで、地域のミニデイサービスの支援者、食事とかをつくっている支援者を対象に、町の管理栄養士が出向いて講話をして、肥満の課題を解決するための食事について、学習していくということで、そのための教材費とか資料作成費とかを計上しています。以上です。

○議長 玉城 勇君 教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん 翔南小学校教室の改修工事費ですが、今ある工事費を支援者用の教室に改修するものです。あと、共同調理場の会計年度任用職員の滞納整理業務を集中的に取り組むという内容が、滞納整理台帳の交渉記録だったり、時効中断、受講等を整備するためのものとなっております。以上です。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 この資料から、先ほど5億4,000万円入ってきて、5億3,000万円云々あったけど、全部使い切っていますって、何か、私が聞いただけで1,000万円ぐらい残っているのではないか。それはいいのですが、ただ、この表から2,400万円余り減となっているのはどういうあれですか。きちんと説明してほしいのですが、この表から見ると、これまであったものを減にして、新たに事業を起こしてその差引きがこれだけだと私は見ているのですが、ということは、減になった分が2,400万円ある。それだけ残っているのではないですか。これはどのように、年度内で活用しないとい

けないのか、また次にもいくのかと思って聞いているわけです。先ほど、トータル的に5億何千万円と言っていたのですが、実際にこれだけ残っているわけですから、それはどうなのか、これを説明してほしいと思います。備品のほうは強化の備品だと言うから、その辺はお年寄りの皆さんのための器具をちむぐる館に入れるかと思っていました。分かりました。学校のほうですけれども、単なる修繕ですか。増加に伴う備品購入及び小学校の教室の改修、増加に伴う学校の教室の改修ではないわけですね。私はそのように読んだのですが、増加に伴う管理備品の購入と別個に、学校の修繕だという理解でよろしいですか。私は増加に伴う学校の修繕をするのかと思ったのですが、その辺をもう少し詳しくお願いします。以上。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。まず教室の改修分に関しましては、特別支援学級が1増になりますので、そちらの部分について、現在ある多目的教室を教室として使えるような改修を行います。生徒も増になっておりまして、そのための机、椅子、教卓等の購入が備品の予算として計上されております。以上です。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。まず今回お配りしてあります資料2ですが、こちらのほうはあくまでも地方創生臨時交付金を活用して、今回の補正で上げている事業の一覧表となっております。今回のこの一覧表のトータルでは2,400万円の減額になりますが、7月、9月で補正していますので、今回の補正を入れて、その事業費が、先ほど課長からもありましたとおり、総事業費は5億4,645万4,000円になります。南風原町に配分された交付金が5億3,212万1,000円になります。いまだ一般財源として1,400万円ありますので、今回の補正で減額になった分は、町の一般財源分が減った。交付金については全て100%活用しているということになっていきます。減額については、交付金が減ったのではなくて、一般財源で超えて充当した分の減額となるということとなっております。

○議長 玉城 勇君 よろしいですか。

[宮城寛諄議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 玉城 勇君 暫時休憩します。

休憩 (午後0時04分)

再開 (午後0時05分)

○議長 玉城 勇君 再開します。7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 12ページの土木費県補助金につ

いて教えてください。説明のところで、多面的機能支払交付金事業とあります。これは1億2,000万円規模の補助金です。どういった多面性機能を有しているのか。それと、21万9,000円の減額になっていますけれども、どういった積算がされて、微々たると言えば微々たる金額ですけれども、その辺の流れを教えてください。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。まず、多面的機能支払交付金事業というのは、施設の土地改良の施設ですけれども、その軽微な補修とか、あとはため池の水路の軽微な補修とか、そういったものに充てる事業でございます。事業費については、今回21万9,000円の減になりますけれども、説明なされているかと思えますけれども、これは交付金の決定額に応じた減額となっております。以上です。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 分かりました。ありがとうございました。土地改良地域というのは、今のところ何か所ですか。南風原が有しているのは。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 ご説明いたします。この多面的支払交付金の事業を行っているのは、神里地区と宮城地区と山川地区でございます。この3地区です。維持管理とかそういうものに対して、維持管理をする、主には畑をされている方ですけれども、維持管理をされているグループがございまして、その方々に維持管理に使うお金の交付をしているという事業です。この土木費県補助金というのは、土木費全体の額でございまして、この多面的支払交付金は、約130万円ぐらいの事業です。今、正確な額は持ってございませんけれども、3地区トータルで130万円ぐらいの事業で、大体40万円ぐらいの地区への交付があるという事業でございます。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 これは毎年恒例的に行われる事業ですか。そして21万9,000円の減額というのは、130万円からの21万円ということではないわけですね。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。今回、補正前で上げた111万7,000円が当初予算で組まれた額ですけれども、交付決定をされまして21万9,000円を交付決定額に合わせて減額したということになります。事業については、すみません、今、お持ちしていないのですが、令和5年、5か年計画で事業はされていたかと理解していますけれども、もし必要であれば、また委員会のほうでも確認したことについて、

報告したいと思っております。以上です。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午後0時10分)

再開 (午後1時08分)

○議長 玉城 勇君 再開します。

ほかに質疑はございますか。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 それでは議長からありましたように、細部にわたっては委員会でやらせていただくとして、幾つか質疑をいたしたいと思います。先ほど、どなたかの答弁の中で、南風原町は町内のコロナの状況については、陽性者の情報などについても、あくまでも保健所が直接の担当であって、情報は限られているという趣旨の話がありましたけれども、そうすると南風原町の役場は、コロナの感染状況について、南風原町でどうなっているということについて、その特徴などは把握しているのかいないのか。これは今回の補正予算の中で、別紙でもらいましたように18項目ですか、説明されております。そこの関係で、それはどうなっているのか、お伺いをいたします。そして、今回別紙についてお伺いしますが、この既存事業の執行率について、非常にばらつきがあるわけでありまして、一つ一つ細かく見たわけではないのですが、まず執行率の低いもので言いますと、6番の準要保護支援事業2,100万円を組んで1,900万円が減ということでありまして、それから10番、これは買物支援でしたか、これは違うか、買物支援はどこでしたか……。失礼、1番ですね。1番もかなり大部分を補正しております。幾つか個別にお伺いをした内容でなるほどと思う部分もありましたけれども、一つ一つ聞くと、また議長から怒られますので、聞かずに、これは委員会で聞くとして、このように大幅に執行率が低い事業があります。先ほど照屋仁士議員からは、迅速に新たな事業に展開するという意味ではいいことであると思うのですが、どうしてこのように執行率が低いのかということについて、しっかりそれなりに検証しないで、次に行くとなれば、その新しく提案されている事業は、果たして執行率はうまくいくのだろうかという不安を当然私は持つわけです。その意味で、これら執行率の悪い事業について、どれが悪いとそんなことを言うには、それぞれ捉え方があると思いますが、組んだ予算がいかなかったということについては、それぞれ背景や事情があると思いますので、それはしっかりまた生かして次の提案をしなければ、同じことの繰り返しになっては困るという意味で、どうしてそうなっているのか、総括的にお答えいただきたい。個別には要りません。個別には委員会でやります。そして、あとです

ね、ざっと見てですけれども、感想的になるかもしれませんが、今申し上げた1番の宅地での代行などは本当に、これが提案されたときの委員会では、大変好評な、いい事業だという理解だったのですが、残念ながら、今日の町政報告でありましたか、12件とか14件とか、そういうところに収まってしまっています。それから、雇用者、2番の事業、3番はそれなりに、件数的に一定量な感じもしますが、直接私が今言おうとしているのは要するに、直接、対象者に届く、対象者を支援するような事業もあり、またそうではない、間接的に、例えば役場の感染防止とか、当然それも必要ですから、今朝あったように、来庁者の体温を即座に測定して表示する、それも必要ですが、やはり間接的に、また今度の提案では放送設備の修繕とかというのを提案されていますよね。こういうふうに直接町民にということではなく、非常に間接的に、回り回ってそのためだという感じのものに分けると、直接町民に届くというのが、非常に少ないのではないかという感じを受けたわけですが、その点について提案者はどのように考えておられるか、お聞きしたいと思います。以上についてお答えください。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではただいまのご質疑に対してお答えいたします。まず全体的な事業ですが、計画している4月、5月、その当時はコロナで、世の中も自粛ということで、非常に大変な状況でありました。そのために、すぐに早く、できるだけ早く町民に届けるようにということで定額給付金を急いで手がけたところです。その当時の計画しているときも、一人でも多くの町民を救おうということで、広く、迅速にということで対処もやっています。ただ、結果として、そこまで要望がなかったということで残額は出ていますが、我々も当時立てた計画については、適切であったと理解しております。ただ、この結果として、実績としては少なくなっていますが、我々も幅広く対象を広げて町民を救おうという計画は間違っていないということで認識をしております。今後も、国の三次補正とか予定されていますが、まだ細かいものは来ていませんが、今後もそういったことがありましたら、素早く、全庁を挙げて、町民のために計画を立てて迅速に執行していきたいと考えております。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 コロナの町の対応についてのご質疑がございましたので、先ほど申し上げましたように、県からは、町村に対しては在住者が、本日県内で何名いて、そのうち例えば1名が南風原町在住で

す。性別と年代と、職業がその時点で分かっていたら職業、感染経路が分かっていたら感染経路、要するに県内何例目の濃厚接触者とか、この部分しか町村には情報が来ません。その中から我々南風原町は毎日、町内在住者が出れば、ホームページ等にアップして、今何名ですということで改めて町民の皆さん向けに、感染症拡大防止のための対策をお願いしますということで注意喚起を促すという対応を取っておりまして、そういった感染者が出た場合においては、学校あるいは保育園、そういった家族がいて、子供がいて、学校に通っている場合は、保護者向けに、保護者は学校に連絡してくださいとか、そういうふうに連絡していますので、保護者から、私はどこの小学校ですとか、どこの保育園でこうなっていますという情報が来ますから、それからまた所管課を分けて、そこの対策を取っていくわけですし、個別にどこの誰々という形では情報は来ませんので、対応としてはこのような対応になっていくわけです。総じて、南風原町の場合は、やはり感染者が多い那覇市に隣接しておりますので、都市部は総じて多い場所ですので、他の市町村に比べたら感染者数は多いほうだというのは、我々も認識しております。ただ、先ほどから申し上げていますように、感染者が特定されて、どこの誰々と感染して、その周りの対策を取るとか、そういったことはまずやれないし、仮にそうした場合は特定されるということがありますので、今度はまた別の方向で誹謗中傷とか、いろいろな影響が出てきますので、そこはやはりできる部分はしっかり対応しながら、引き続き感染拡大防止に努めていきたいと考えます。

○議長 玉城 勇君 大城 毅議員、よろしいですか。

[大城 毅議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午後1時19分)

再開 (午後1時20分)

○議長 玉城 勇君 再開します。民生部長。

○民生部長 知念 功君 今の件ではないですが、コロナ感染症対応の地方創生臨時交付金で、不用額の部分で、先ほど総務部長から相対的な部分はありましたけれども、不用額で一番多いのが我々の部署の、おっしゃっていましたタクシーの部分で、残念ということでしたが、我々は残念ということではなくて、この時点ではこれぐらい、これだけの方が利用できる可能性があるの、こういう計上をしております、結果的に使っていただいた方は十数名という結果でございましたが、逆を言いますと、我々が見込んでいた150名程度の方々の中で、使わなくても済んだ、地域あるいは

家族が支援をして買物をしてくれたとか、そのように捉えることもできますので、残念とは思っておりません。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午後1時21分）

再開（午後1時23分）

○議長 玉城 勇君 再開します。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 我々南風原町で計画した地方創生臨時交付金事業については、直接的、間接的に全て幅広く事業計画をして、事業実施をしているものだと認識しております。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 ありがとうございます。確かに、より急いでこの対策をするという点では、誰もそれを否定するものではないわけですから、その中では変なというのか、これはまた評価のことですから、見方は様々で、民生部長は代行については、利用者が少なかったのは周りが買物に協力しているからであって、残念でも何でもないという答弁でしたが、私はもっと苦勞して、いわば親族や近所の支援を得ている人もあるだろうと。負担でありながらそうしている人もいるだろうと考えると、その普及は、やはり周知が十分だったのかということなど、そのように捉えないと、次回また同じようなことを繰り返すことにならないのか。やったんだからいいじゃないかということでは、私は交付金の支出の仕様としては、どうなんだろうということを思わざるを得ないと思います。それから、この中に、先ほど学校教育課長から休憩中にお伺いしましたがけれども、これはもう済んだ事業というか既存事業ではあるけれども、これまでの補正予算の審議の中で申し上げるべきだったかもしれないけれども、例えば7番ですか、小中学校の1人1台の学習用端末を準備するというGIGAスクールの考え方と言っていいのでしょうか、そういったものは、それ用の制度はあるわけですが、ただし3分の1は自主財源だということで、その分について、このコロナ交付金を活用したことのように。ちょっと乱暴な言い方かもしれないけれども、コロナに結びつけば何でも使えるといった考え方で、もっと必要なことを考えるという点が十分なのかということ、そういう観点から今回の補正予算は、1つには見ないといけないのかなと、今の段階では思っているところです。その点について提案された方は、全体を見渡して、自分の課ではこれだということで、当然提案されて、いろいろな場で査定もあったかもしれない。企画財政課あたりであったのかも

しませんが、この辺はどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 この地方創生臨時交付金の活用については、各部、各種団体、例えば経済建設であれば商工会、民生部であれば社協とか、それぞれで関連する団体もありますから、そこまで下ろしてどういった効果的な事業あるのか、吸い寄せて、多角的に幅広い視点で事業を提案しております。ですから、直接的、間接的なり、このコロナ対策における効果があるものという事業ということでやっておりますので、我々が提案している事業については全てコロナ関係の対策にのっとった事業をしているところであります。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 ここは、細かい議論はしませんのであれですけども、これもまた議長から止められるかもしれないけど、町政一般報告にもありましたプレミアム付商品券については完売したということで、非常にいいことではあるのですが、後でどなたか一般質問もされるようですけども、その執行の中では、これは果たして、コロナ対策として本当に十分だったのか。必要な人にきちんと届いたのかという点などで、疑問も残っているわけです。100%売れたからいいというだけでは、やはり評価としてはおかしいのではないかと思います。これは今回の提案の中に入っていないけれども、これは全ての施策について言えることで、本当に必要とするところにしっかり届けるということが、いろいろな面で、執行する上でも、もちろん立案する上でも徹底されなければいけないのではないかと思います。例えばあれは、第1弾、第2弾、それぞれ第一次、第二次、第一次では全員に行き渡るように組んであるけど、4割6割でしたか。第二次は、恐らく同じ人たちが二度目も並ぶということになっていないのだろうか。利用していない人もいないのか、届いていない人がいるのではないかと、どのように考えられたのか非常に疑問です。それから並ぶときにはまた、それこそ密になりかねないようなことで長時間並ぶとか、そういった点なども、今日、この場ではもちろん、これは答弁は聞きませんが、どのように考えているのかということについても考えてもらいたい。今のは例を挙げましたけれども、ほかの施策でもこういう点は十分考えて、立案して執行してほしいということで、これは要望で終わります。

○議長 玉城 勇君 次に3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 是非知りたいので質疑をします。今、大城 毅議員も取り上げましたけれども、議案第

79号の資料2の6番で、準要保護支援事業、これの予算を91%減しております。準要保護支援世帯の範囲を拡大するという目的でこの予算を組まれたのですが、南風原町としては、そういう意図を持って予算を組んだけれども、その支援をするための基準、例えば世帯収入が幾らの準要保護世帯が幾らまで下がったら申請できるのか。そういう基準が、国とか県の基準があって、その基準が厳し過ぎて申請できなかったのか。あるいは先ほど民生部長からお話しもあつたけれども、せずに済んだと。要請する必要もなかったということだったのか。これはどちらなのでしょう。告知とか周知はどのようにされていたのか。それをお伺いしたいと思います。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 官良泰子さん お答えいたします。まず周知に関してですが、町のホームページや広報紙、学校を通して案内のチラシ等を2回ほど、全児童生徒に対して配布を行っております。拡大の範囲ですが、1月から12月までの間に、一月でもこのコロナの影響によって大幅に減っている月がありましたら、そちらを掛ける12をして1年間の収入見込みということで申請していただいて、それを準要保護の基準と照らし合わせて、範囲については十分に拡大しているという認識でございます。国と県の基準はございません。町独自の基準となります。以上でございます。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありますか。
(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第79号 令和2年度南風原町一般会計補正予算(第6号)については、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第11. 議案第80号 令和2年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

○議長 玉城 勇君 日程第11. 議案第80号 令和2年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第80号 令和2年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) 令和2年度南風原町の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳

出それぞれ41億5,029万3,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第80号 令和2年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について概要をご説明いたします。まず2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正についてでございます。今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方の国民健康保険税減免に係る国の災害臨時特例補助金の交付決定等、補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ96万4,000円を追加し、補正後の国民健康保険特別会計予算額は41億5,029万3,000円となります。

では、歳入について説明します。6ページをお願いします。4款2項9目. 災害臨時特例補助金102万4,000円増は、新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険税を減免した分に係る国庫補助金の計上です。

引き続き歳出について説明します。8ページをお願いします。3款1項1目. 一般被保険者医療給付費分は歳入の6ページで説明しました災害臨時特例補助金の交付決定に伴う財源組替えです。

9ページをお願いします。9款1項1目. 一般被保険者保険税還付金96万4,000円の増は、国民健康保険税減免による還付金の増による計上です。以上が議案第80号 令和2年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第80号 令和2年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第12. 議案第81号 令和2年度南風原町下水道事業会計補正予算(第2号)

○議長 玉城 勇君 日程第12. 議案第81号 令和2年度南風原町下水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説

明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第81号 令和2年度南風原町下水道事業会計補正予算(第2号) (総則) 第1条 令和2年度南風原町下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。(収益的収入及び支出) 第2条 令和2年度南風原町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入 (科目) 第1款 下水道事業収益 (既決予定額) 4億6,176万4,000円 (補正予定額) 5万円 (計) 4億6,181万4,000円。第1項 営業収益 (既決予定額) 2億3,450万2,000円 (補正予定額) 22万5,000円の減 (計) 2億3,427万7,000円。第2項 営業外収益 (既決予定額) 2億2,315万8,000円 (補正予定額) 27万5,000円 (計) 2億2,343万3,000円。支出 (科目) 第1款 下水道事業費用 (既決予定額) 5億8,067万5,000円 (補正予定額) 5万円 (計) 5億8,072万5,000円。第1項 営業費用 (既決予定額) 5億1,533万4,000円 (補正予定額) 5万円 (計) 5億1,538万4,000円。(資本的収入及び支出) 第3条 令和2年度南風原町下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入 第1款 (科目) 資本的収入 (既決予定額) 2億7,914万6,000円 (補正予定額) 37万5,000円 (計) 2億7,952万1,000円。第1項 企業債 (既決予定額) 6,300万円 (補正予定額) 15万円 (計) 6,315万円。第2項 補助金 (既決予定額) 5,883万円 (補正予定額) 22万5,000円 (計) 5,905万5,000円。支出 (科目) 第1款 資本的支出 (既決予定額) 2億8,072万8,000円 (補正予定額) 37万5,000円 (計) 2億8,110万3,000円。第1項 建設改良費 (既決予定額) 1億2,802万8,000円 (補正予定額) 37万5,000円 (計) 1億2,840万3,000円。(企業債) 第4条 起債の限度額を次のとおり補正する。内容については表のとおりであります。(他会計からの補助金) 第5条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を27万5,000円増額し、2億273万1,000円とする。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 議案第81号資料をお願いします。議案第81号 令和2年度南風原町下水道事業会計補正予算(第2号)について補足して概要を説明します。今回の補正は、下水道接続補助の実績減に伴う補助金の収益的収入及び支出から資本的収入及び支出への組替え、並びに神里地区マンホールポンプ故

障により、収益的収入及び支出の工事請負費に増額の必要が生じたため補正を行うものです。第2条(収益的収入及び支出)については、10ページの事項別明細書で説明します。支出をご覧ください。1款1項1目、管きょ費の50万円の増は、神里地区のマンホールポンプの故障に伴う工事請負費の計上です。1款1項3目、普及促進費45万円の減は、下水道接続補助の実績減によるものです。

次に収入をご覧ください。1款1項3目、国庫補助金等22万5,000円の減は、支出で説明しました普及促進費減による県補助金の減です。1款2項2目、他会計補助金27万5,000円の増は、支出と収入の差額分を一般会計から繰り入れるものです。第3条(資本的収入及び支出)について11ページの事項別明細書で説明します。支出をご覧ください。1款1項1目、建設改良費37万5,000円の増は、第2条で減額した県補助金を組替え、工事の進捗を図るための計上です。次に、収入をご覧ください。1款1項1目、建設改良費、企業債15万円の増は、支出の建設改良費の増額による計上です。

1款2項2目、県補助金22万5,000円の増は、前述の第2条からの組替えです。第4条と第5条の説明は省略します。なお、3ページ以降に予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照ください。以上が議案第81号 令和2年度南風原町下水道事業会計補正予算(第2号)の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。よろしいですね。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第81号 令和2年度南風原町下水道事業会計補正予算(第2号)については、経済教育常任委員会に付託します。

○議長 玉城 勇君 以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これにて散会します。ご苦労さまでした。

散会(午後1時47分)